

議案第 15 号

債権の放棄について

次のとおり債権を放棄する。

1 債権の内容

湯河原町行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づく川堀会館駐車場使用料及びこれに係る遅延損害金の支払請求権

2 債務者及び放棄する債権の額

債務者A 金72,000円

3 放棄の理由

債務者が死亡し、相続人からも今後の徴収が見込めないため。

令和6年2月13日提出

湯河原町長 冨田 幸 宏

(提案理由)

川堀会館駐車場使用料に係る債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を要するので、本案を提出するものです。